

墨田区廃棄物等保管場所設置届

作成の手引き

(令和5年12月1日版)



墨田区すみだ清掃事務所

所在地 墨田区東向島5-9-11
TEL 03-3613-2228
FAX 03-3613-2350
E-mail SEISOU@city.sumida.lg.jp

... 目 次 ...

◇設置届出対象建築物	P 1
◇届出の提出時期	P 2
◇提出資料の作成	
1 設置届提出の際の必要書類	P 2
◇廃棄物保管場所の算定	
1 建築物の用途と規模の確定	P 3
2 廃棄物保管場所の設置について	P 3～P 6
3 再利用対象物保管場所について	P 7～P 8
◇保管場所の調査について	P 8
◇保管場所の維持管理について	P 8
◇廃棄物管理責任者の選定について	P 8
◇様式1－1 用途別床面積内訳書（事業系）	P 9
◇様式1－2 用途別床面積内訳書（住宅系）	P 10
◇記入例 用途別床面積内訳書（事業系）	P 11
◇記入例 用途別床面積内訳書（住宅系）	P 12
◇様式2 保管場所面積の算定	P 13
◇様式3 保管場所面積計算表（1万m ² 以上の建物用）	P 14
◇別表1 施設用途別廃棄物排出基準	P 15
◇別表2 住居占有面積別人員数	P 15
◇別表3 事業用大規模建築物（10,000 m ² 以上）の再利用対象物保管場所最低必要面積算出基準	P 16
◇別表4 事業用大規模建築物（10,000 m ² 未満）の再利用対象物保管場所最低必要面積算出基準	P 16
◇別表5 大規模建築物の用途別・規模別・廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法	P 17
◇図1 保管場所の設置例	P 18
◇図2 容器の配置例	P 19～20
◇図3 反転コンテナボックスの配置例	P 21
◇資源・ごみ集積所設置申出書	P 22
◇念書の作成例	P 23
◇委任状の作成例	P 24
◇墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例及び規則の抜粋	P 25～P 30

墨田区廃棄物等保管場所設置届作成の手引き

一協議・届出の対象(保管場所の設置の対象)となる建築物一(簡易表)

- ◇ 事業用建築物の場合は、事業に用いる部分の合計面積で判断します。
- ◇ 住宅用建築物の場合は、延床面積・戸数・階数で判断します。
- ◇ 事業用・住宅用の複合建築物の場合は、それぞれで判断します。

※ 「延床1000m²以上の建築物」・「15戸以上」又は「3階かつ10戸以上」の集合住宅は、保管場所等の設置が条例で義務付けられています。

(平成26年5月21日より、下表の根拠のとおり協議・届出が必要です。)

	住宅用建築物	事業用建築物	
	廃棄物・資源	再利用対象物(資源)	廃棄物(ごみ)
延床1000m ² 以上の建築物・15戸以上、または3階かつ10戸以上の集合住宅 (協議・届出義務)	協議→届出 ・条例第60条第1項 ・規則第42条第1項	協議→届出 ・条例第29条第6項 ・規則第16条第1項	協議→届出 ・条例第60条第1項 ・規則第42条第1項 ・条例第51条第1項
上記以外の集合住宅	協議→(協)届出 ・規則第42条第5項	—	—
1000m ² 未満の事業用建築物	—	協議→(協)届出 ・規則第16条第2項	協議→(協)届出 ※「設置」 ・条例第51条第1項 ・規則第33条各項
(上記条例名称等) 「条例」 → 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例 「規則」 → 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則 「協届出」 → 協議後、物件把握及び入居後の円滑な収集作業のための協力届出 ※「設置」 → 事業用建築物については、その規模にかかわらず事業系一般廃棄物の保管所を設置しなければならない。 (特記事項) 清掃事務所と協議し、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届を、正副2部提出してください。審査終了後、設置届副申請を返却します。(原則、提出後審査終了まで一週間ほどかかります。)詳しくは清掃事務所担当者までご連絡ください。 尚、根拠条例・規則抜粋版は25ページ以降にあります。			

—設置届の提出時期—

1. 設置届の提出の時期

設置届は、清掃事務所と保管場所の設置場所・構造等について十分協議し、建築物の計画段階（区、もしくは指定法人への建築確認の申請を行う前）に提出してください。

《建築確認申請までの流れ》

1 建築計画（都市計画課・開発調整担当への計画持込み等）



2 保管場所について、清掃事務所との協議（要・事前連絡）



3 設置届を清掃事務所へ提出

④開発担当へ提出する協議申請書【事業計画概要書（2A）】へのサイン記載時期は、設置届審査終了後、副申請返却時です。



4 区、もしくは指定法人へ建築確認申請を行う。

—提出資料の作成—

1. 設置届提出の際の必要書類

次の書類をA4版フラットファイルに綴じて提出してください。（正本・副本の2部必要です）

- ① 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届
- ② 建築物の用途別床面積内訳書
- ③ 保管場所面積の算定表（P13・様式2（もしくは保管場所面積計算表P14・様式3））
- ④ 建築物の設計概要（用途、規模、階数、建築面積、述べ床面積等が分かるもの）
- ⑤ 建築物の案内図（地図の写しで可）、及び配置図
- ⑥ 建築物の各階平面図（部屋別面積記載）
- ⑦ 保管場所等の配置図または位置図（各階平面図で確認できれば省略可）
- ⑧ 保管場所等の詳細図（平面図・立面図・断面図／縮尺50分の1）
- ⑨ 保管場所等の仕様及び面積算定図
- ⑩ その他、保管場所に関して必要と認める図面等
- ⑪ 敷地内運搬車両（清掃車等）通過道路図
- ⑫ 資源・ごみ集積所設置申出書（P22・第1号様式）
- ⑬ 念書・・・確認した事項を提出していただきます。
- ⑭ 委任状・・・建設者が設置届を直接清掃事務所に提出しない場合

} ※ ⑬、⑭は押印必要

一廃棄物保管場所の算定一

1 保管場所面積の算定に入る前に建築物の用途と規模を明確にしてください。

【事業用途部分】

P 9・様式1－1 「用途別床面積内訳書（事業系）」を使って、廃棄物の排出対象となる用途ごとの面積を「事務所○○m²」「店舗○○m²」というように、用途別に記入・算定します。共用部分は区別して記入・算定することになるのでご注意ください。

【住宅部分】

P 10・様式1－2 「用途別床面積内訳書（住宅系）」を使って、総戸数と総人数を算定します。
P 15・別表2 「住居占有面積別人員数」を使って算定します。

2 廃棄物保管場所の設置について

(1) 廃棄物の保管方法

① 廃棄物の保管方法は、P 17・別表5 「大規模建築物の用途別・規模別・廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法を」を使って決めます。

～ご注意ください～

【事業系ごみを業者等が収集する場合】

① 排出日量が1,000kg以上の場合は、「容器」と「反転コンテナボックス」による保管方法は避けてください。

【家庭ごみを区で収集する場合】

① 集合住宅等で、100戸以上の場合、可燃ごみは「容器」による保管方法は避けてください。ただし、ワンルーム主体の集合住宅等については清掃事務所と協議をしてください。
(区の収集計画・車両台数等にも係わってきますので、事前に確認が必要です。)

② 「車両搭載式コンテナ等」と「その他」による保管方法は避けてください。区では対応できません。

② 保管方法の決まり

ア 容器

原則として60ℓのポリ容器を使用してください。

(注)丈夫で破損しにくいものを選定するようしてください。

イ 反転コンテナボックス（可燃のみ使用可、不燃については、ポリ容器・コンテナ等使用）容量は700ℓ(175kg)のものを使用してください。寸法、材質、構造などは次のとおりです。

<反転コンテナボックス>

本体	横幅	1, 360ミリメートル±10ミリメートル
	奥行き	590ミリメートル±10ミリメートル
	高さ	890ミリメートル±10ミリメートル
傾倒軸	長さ	1, 574ミリメートル±10ミリメートル
	高さ	685ミリメートル±10ミリメートル
その他	① 材質は軽量で衝撃に強いものとする。 ② 折りたたみ式の蓋をつけること。 ③ 底部にストップバー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること。 ④ 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。	

ウ コンテナ(資源)

原則として500容量のコンテナを使用してください。

また、上記コンテナの使用が困難なときは、使用するコンテナとの双方で保管場所の面積の算定を行い、その結果面積が広い方を設置すべき保管場所の面積としてください。

エ 容器以外の場合

清掃事務所と必ず協議してください。

廃棄物の排出量や保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものが必要になります。

(2) 廃棄物保管場所面積の算定

◇算定に入る前に・・・

- ①同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が数棟ある場合は、各棟で保管場所の面積を算出してください。
- ②用途欄に記載された用途（P15・別表1参照）以外の建築物の場合は、清掃事務所と十分協議を行い、了承を得た上で類似の用途を用いてください。
- ③保管場所の面積は、内法で算定してください。

事業用建築物の場合

P13・様式2を使って廃棄物保管場所の面積を算定してください。

ア 様式2は、容器での保管を想定したものですが、反転コンテナボックスでの保管の場合も、様式2を使って算定してください。

イ 保管方法が容器又は反転コンテナボックス以外の場合は、清掃事務所と協議し算定してください。

ウ 一日に排出される廃棄物の量をP15・別表1を使って算出してください。

ただし、別に算出した数値（過去データ等）があり、これを用いた場合は、清掃事務所の了承を得ることで、その数値を使うことができます。

エ 可燃ごみ・不燃ごみの割合は、次の数値を使ってください。

可燃ごみ 0.67 不燃ごみ 0.33

- オ 廃棄物の体積を重量に換算する場合は、 $1\text{ m}^3 = 250\text{ kg}$ として計算します。
- カ 収集間隔について
- a 原則として自己処理となります。一般廃棄物処理業者との契約の中で、収集間隔（形態）を決めてください。
 - b 区の収集については、清掃事務所に確認してください。
- キ 保管容器ひとつあたりの容量は、原則 15 kg (60ℓ) としてください。

住宅用建築物の場合

- ① P13・様式2を使って保管場所の面積を算定してください。

※居住者専用の駐車場部分は、算定に含みません。

- ア 人員一人から一日に排出される廃棄物の量をP15・別表1を使って算出してください。
- イ 総人員数をP15・別表2を使って算出してください。
- ただし、別に算出した数値がある場合は、清掃事務所と協議をして了承を得ることで、その数値を使うことができます。
- ウ 廃棄物の量を「可燃ごみ・不燃ごみ・資源」に区別し、その割合で算定します。
可燃ごみ・不燃ごみ・資源の割合は、次の数値を使ってください。

<u>可燃ごみ 0.67</u>	<u>不燃ごみ 0.04</u>	<u>古紙 0.16</u>	
<u>ビン 0.03</u>	<u>缶 0.01</u>	<u>ペットボトル 0.01</u>	<u>プラスチック 0.08</u>

- エ 収集間隔は、可燃ごみ3日 不燃ごみ13日 資源6日としてください。

- オ 保管容器の容量を重さに換算します。

◇ 60ℓ のポリ容器の容量は 15 kg とします。

◇ 50ℓ のコンテナの容量は次のとおりとしてください。

<u>古紙 11.9kg</u>	<u>ビン 12.5kg</u>	<u>缶 2.6kg</u>	<u>ペットボトル 1.5kg</u>
------------------	------------------	----------------	---------------------

(3) 設置する場所と構造

◇設置場所・構造を決める前に・・・

- ①必ず清掃事務所と協議し設置場所を決めてください。

- ②保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集の作業の安全や効率等を考慮して決めてください。

* 図1 (P18) から図3 (P21) の保管場所、容器、反転コンテナボックスの配置例を参考にしてください。

配置について

- ア 他の用途と兼用でないこと。
- イ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- ウ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- エ 家庭系廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。

- オ 建築物の外に複数の保管場所を設置し、運搬車を横付けして収集をする場合は、幅員が6m以上の通路に面した場所に設置し、運搬車が通り抜けられるようにすること。
- カ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すると。
- キ 廃棄物の搬入、保管設備への投入又は運搬車への積み込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。

構造について

- ア 原則、運搬車が内部へ進入し横付けできる構造とすること。
- イ 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて床をコンクリート張り等にすること。かつ、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造をすること。
- ウ 出入口の幅、高さは次のとおりとすること。(容器を保管設備する場合・反転コンテナ・運搬車が直接内部に進入の場合等)

保管設備等	幅	高さ
容器(運搬車が横付けする場合)	1. 2m以上	2. 0m以上
容器及び自動貯留排出機以外のもの	2. 0m以上	2. 0m以上
運搬車が内部に進入する場合	3. 5m以上	3. 0m以上

- エ 出入口の中と外は、水平で同一平面上であること。
- オ 換気、採光に配慮し必要な設備を備えること。(換気扇等・照明設備等)
- カ 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。

付帯設備について

- ア 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けること。
かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入等を防ぐため、屋根等を設けること。
- イ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- ウ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。
- エ 棚を設置する場合は、2段とし高さは80cmから100cmまでとする。
- オ 保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ライン等の線引きを行うとともに、車両停止設備(タイヤストッパー等)を設置すること。

○ 参考 車両の規格

区分	新大型特殊車	小型プレス車	備考
全長	6, 900mm	5, 250mm	傾倒装置付車両は、全長に傾倒装置分の100mmを加える。
全幅	2, 300mm	1, 850mm	
全高	2, 800mm	2, 400mm	
総重量	11, 000kg	7, 000kg	別途、ミラー分あり。

- * 参考資料(平成26年度車両架装基準)
- * 製作誤差 ⇒ 全長±50mm、全幅±30mm、全高±60mm
- * 反転コンテナを使用する場合は、「新大型特殊車」が通行可能な設計とすること。

(4) 粗大ごみ置場及び持ち出し場所の設置について

- ア 最低 3 m²以上とすること。(世帯数に応じて広さを協議します。)
- イ 通路と共に用でないこと。
- ウ 原則として 1 棟につき 1 箇所設置する。

3 廃棄物保管場所の設置について

(1) 保管場所面積の算定

◇ 算定に入る前に・・・

- ① 同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が数棟ある場合は、各棟で保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所最低必要面積とすること。
- ② 用途欄に記載された用途（P 15・別表1参照）以外の建築物の場合は、清掃事務所と十分協議を行い、了承を得た上で類似の用途を用いて算出してください。
- ③ 保管場所の面積は、内法で算定してください。

事業用建築物の場合

- ① 事業用途に供する部分の床面積が 10, 000 m²以上の場合
P 16・別表3の基準に基づいて、P 14・様式3で算出してください。
- ② 事業用途に供する部分の床面積が 10, 000 m²未満の場合
P 16・別表4に従って設置してください。
ただし、別に算出した数値(過去データ等)があり、これを用いたい場合は清掃事務所の了承を得ることで、その数値を使うことができます。

(2) 設置する場所と構造

◇ 設置場所・構造を決める前に・・・

- ① 必ず清掃事務所と協議し設置場所を決めてください。
- ② 必ず利用者の利便性、収集作業の安全や効率等を考慮して決めてください。

配置について

- ア 再利用対象物の種類、排出量及び保管日数に応じて、十分収納できること。
- イ 再利用対象物の搬入、選別、保管場所への投入又は運搬車への積み込み及び清掃、若しくは点検に必要な作業場所を確保すること。
- ウ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な道路に接する敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内の出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分配慮して設置すること。
- エ 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。

構造について

- ア 原則、運搬車が内部へ進入し横付けできる構造とすること。
- イ 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。
- ウ 廃棄物保管場所と再利用対象物保管場所を隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区別すること。
- エ 換気・採光に配慮し、必要な設備を備えること。（換気扇等・照明設備等）

付帯設備について

- ア 屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防ぐため、屋根・囲い及び扉を設けること。
- イ 再利用対象物の種類に応じ、棚・仕切りの設置、色彩や形状等で区別した保管場所を設置すること等により、適切な保管ができること。
- ウ 保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ライン等の線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置すること。

—保管場所等の調査について—

1 清掃事務所に連絡してください。

建築物の完成（保管場所が確認できる段階）が近づきましたら、保管場所等の調査を行います。
清掃事務所に連絡して、調査の日程等を調整してください。

2 保管場所等の調査を行います。

設置届の内容どおり保管場所が設置されているか、確認させていただきます。
設計担当の方、または施工担当の方に立会いをお願いします。

***上記調査にともない、特に交付する書類や提出していただく書類もありません。**

—保管場所の維持管理について—

保管場所を設置した建築物の所有者の方は、次のことに注意して保管場所の維持管理に努めてください。

- 1 常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。また、必要があるときは利用者に協力を求め、又は指導を行うこと。
- 2 作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じること。
- 3 当該建築物の利用形態の変更等で、保管場所が基準に適合しなくなったときは、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- 4 保管場所の出入口付近の歩行者等の危険防止に努めること。また、そのために所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。
- 5 保管場所から資源・ごみは収集しません。収集日当日に責任を持って、資源・ごみを持出し場所まで持ち出すこと。

—廃棄物管理責任者の選任について—

廃棄物管理責任者を選任してください

事業用大規模建築物の所有者は、条例第29条第2項及び第3項に基づき、廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者選任届」及び「事業用大規模建築物における再利用計画書」を提出すること。

建築物竣工後、速やかに提出するようお願いいたします。

用途別床面積内訳書（事業系）

用途別床面積内訳書（住宅系）

階	延床面積	住 宅								共用部分等面積
		床面積	人員	戸数	総人数	戸数	床面積	戸数	床面積	
合計										

【記入例】

用途別床面積内訳書（事業系）

階	延床面積	店舗			事務所		文化施設		駐車場		倉庫		共用部分等面積
		業種	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	
地下1階	877.74	飲食店		128.60				230.56				54.83	463.75
1階	906.64									501.96		31.73	372.95
2階	244					45.96						153.19	44.85
3階	887.76					667.92						3.77	216.07
4階	899.99					426.00		54.04				75.40	344.55
5階	(397.95)												
6~13階	(2,623.92)												
合計	3,816.13			128.60		1,139.88		284.60		501.96		318.92	1,442.17

一 注 意 一

各階の延べ床面積の確認をします。用途別ごとに詳しい内訳を記入してください。
また、設計概要書等と整合性を取ってください。

【記入例】

用途別床面積内訳書（住宅系）

階	延床面積	住 宅				戸数	床面積	戸数	床面積	共用部分等面積
		床面積	人員	戸数	総人数					
地下1階	(877.74)									
1階	(906.64)									
2階	(244.00)									
3階	(887.76)									
4階	(899.99)									
5階	397.95	73.49×4戸 293.96	4人	4戸	16人					103.99
6~13階	2,623.92	73.49×4戸×8階 2351.68	4人	4戸×8階	128人					272.24
合計	3,021.87	2,645.64		36戸	144人					376.23

一 注 意 一

各階の延べ床面積の確認をします。用途別ごとに詳しい内訳を記入してください。
また、設計概要書等と整合性を取ってください。

保管場所面積の算定

(事業用建築物の再利用対象物保管場所の面積は、別表3・様式3、別表4のいずれかで算定します。)

用途	種類	床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃・資源の割合×収集間隔÷容器容量=A(小数点第2位を四捨五入)					基本個数=B B=Aの小数点以下 切上げ	予備率の加算=C C=Aの値に1.4を乗じる (小数点第2位まで記載)	必要個数=D Cの小数点以下切捨て ただし、1以上とする
住宅	資源	ビン	() 人 × (0.8) kg × 0.03 × (6) 日 ÷ (12.5) kg = 0.0 ①	0 個	Aの①×1.4 0.00 個	0 個			
		缶	() 人 × (0.8) kg × 0.01 × (6) 日 ÷ (2.6) kg = 0.0 ②	0 個	Aの②×1.4 0.00 個	0 個			
		古紙	() 人 × (0.8) kg × 0.16 × (6) 日 ÷ (11.9) kg = 0.0 ③	0 個	Aの③×1.4 0.00 個	0 個			
		ペット	() 人 × (0.8) kg × 0.01 × (6) 日 ÷ (1.5) kg = 0.0 ④	0 個	Aの④×1.4 0.00 個	0 個			
		プラ	() 人 × (0.8) kg × 0.08 × (6) 日 ÷ (15.0) kg = 0.0 ⑤	0 個	Aの⑤×1.4 0.00 個	0 個			
	可燃	() 人 × (0.8) kg × 0.67 × (3) 日 ÷ (15.0) kg = 0.0 ⑥	0 個	Aの⑥×1.4 0.00 個	0 個				
		() 人 × (0.8) kg × 0.04 × (13) 日 ÷ (15.0) kg = 0.0 ⑦	0 個	Aの⑦×1.4 0.00 個	0 個				
	不燃	() m ² × () kg × 0.67 × () 日 ÷ (15.0) kg = 0.0 ⑧	可燃 (Aの⑧+⑩+⑫+⑭) 0 個	(Aの⑧～⑯の和) × 1.4 0.00 個	0 個				
		() m ² × () kg × 0.33 × () 日 ÷ (15.0) kg = 0.0 ⑨							
	可燃	() m ² × () kg × 0.67 × () 日 ÷ () kg = 0.0 ⑩							
		() m ² × () kg × 0.33 × () 日 ÷ () kg = 0.0 ⑪							
	不燃	() m ² × () kg × 0.67 × () 日 ÷ () kg = 0.0 ⑫							
		() m ² × () kg × 0.33 × () 日 ÷ () kg = 0.0 ⑬							
	可燃	() m ² × () kg × 0.67 × () 日 ÷ () kg = 0.0 ⑭							
		() m ² × () kg × 0.33 × () 日 ÷ () kg = 0.0 ⑮							
	不燃	() m ² × () kg × 0.67 × () 日 ÷ () kg = 0.0 ⑯							
		() m ² × () kg × 0.33 × () 日 ÷ () kg = 0.0 ⑰							
粗大ごみ	資源	0 個							
	ごみ・プラ	0 個							

容器を置く部分の面積算定

資源	容器の縦 (0.37) m × 容器の横 (0.53) m × 容器数 () 個 ÷ 段数 () 段 = ア
ごみ	容器の直径又は縦 (0.35) m × 容器の直径又は横 (0.55) m × 容器数 () 個 ÷ 段数 () 段 = イ

資源保管場所（内法で算出）

1. 容器保管場所面積（ア≤）	m ²	2. 作業上必要面積	m ²	合計面積	m ²
-----------------	----------------	------------	----------------	------	----------------

廃棄物保管場所（内法で算出）

3. 容器保管場所面積（イ≤）	m ²	4. 洗浄排水設備面積	m ²	5. 作業上必要面積	m ²
-----------------	----------------	-------------	----------------	------------	----------------

1と2の合計

1～5の合計

合計面積

m²

◇算定上の注意

- 1 計算是用途別に行い、容器の必要個数を算定してください。
- 2 住宅用建築物の場合は、総人数を、事業用建築物の場合は、有効面積を基にして算定してください。
- 3 収集間隔は、実態により記入してください。(家庭系・可燃3日・不燃13日・資源6日)
- 4 廃棄物・プラスチック保管容器1個あたりの容量は、「15kg(60L)」とします。
- 5 家庭系資源の保管容量は、「ビン12.5kg 缶2.6kg 古紙11.9kg ペットボトル1.5kg(50L容量のコンテナ)」を基準とします。
- 6 Aは、小数点第2位を四捨五入してください。基本個数は、Aを切り上げてください。
- 7 必要個数は、Cの小数点以下を切り捨ててください。ただし、1以上の数とします。
- 8 予備率は、40%を確保してください。
- 9 必要個数が基本個数より少ない場合は、基本個数を必要個数としてください。

粗大ごみ保管面積（内法で算出）

m²

事業系再利用対象物保管場所面積（内法で算出）

m²

保管場所面積計算表（1万m²以上の建築物のときに使用してください。）

※対象延床面積には共用部分を含めないでください。

用途	(I) 各用途別 対象延床面積	(II) 建物すべてが、その用途とした場合の最低必要面積			(III) 1棟に占める割合 (a)(b)(c)/(d)	(IV) 最低必要面積 {(II) × (III)}
		(d) が1万m ² 以上～5万m ² 未満	(d) が5万m ² 以上10万m ² 未満	(d) が10万m ² 以上		
事務所						
飲食店		$4 \text{ m}^2 + \frac{(d - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$ = [] m ²	$16 \text{ m}^2 + \frac{(d - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ = [] m ²	26 m ²	$\frac{(a)}{(d)}$	[] m ²
学校						
病院・診療所						
小計 (a)						
店舗						
ホテル		$4 \text{ m}^2 + \frac{(d - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$ = [] m ²	$4 \text{ m}^2 + \frac{(d - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$ = [] m ²	40 m ²	$\frac{(b)}{(d)}$	[] m ²
小計 (b)						
文化・娯楽施設等	(c)	$3 \text{ m}^2 + \frac{(d - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ = [] m ²	$11 \text{ m}^2 + \frac{(d - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$ = [] m ²	16 m ²	$\frac{(c)}{(d)}$	[] m ²
合計 (d)		—————	—————	—————	1	(※4 m ² 未満は4 m ²) [] m ² 以上

 (I)欄は小数点第3位を四捨五入

 (II)欄は小数点第3位を四捨五入

 (IV)欄は小数点第2位を四捨五入

※ この計算表は1万m²以上の建築物のとき、下記事項に留意して使用してください。

1 1万m²以上で用途が単一な建築物の場合は、次の手順で計算してください。・・・(III)欄は使用しないでください。

- ① 該当する用途の対象延床面積を(I)欄に記入し、その数値を合計(d)にも記入してください。
- ② ①の数値を(II)欄の用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し、計算(小数点第3位四捨五入)してください。
- ③ ②の数値の小数点第2位を四捨五入して(IV)欄に記入してください。・・・この数値が保管場所最低必要面積になります。

2 1万m²以上で用途が複合する建築物(再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準の注5)の場合は、次の手順で計算してください。

- ① 各用途別の対象延床面積を(I)欄に記入し、合計した数値を(d)に記入してください。
- ② ①の数値を(II)欄の各用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位四捨五入)してください。
ただし、(d)が10万以上の場合は表に記入してある数値となるので計算する必要はありません。
・・・この数値が各用途別に対象延床面積(d)があるものと仮定し、算出した各々の最低必要面積となります。
- ③ (I)の各用途別の面積[(a)、(b)、(c)]と合計面積[(d)]を(IV)欄の(a)～(d)の該当するところに記入してください。
・・・これが、1棟に占める用途別の割合となります。
- ④ 各用途別に②の数値に③の割合を乗じて、小数点第2位を四捨五入して(IV)欄に記入し合計してください。
・・・この数値が保管場所最低必要面積になります。

別表 1

施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	1日あたりの排出基準
住宅・寄宿舎	0. 8 kg／人
事務所ビル	0. 04 kg／m ²
文化・娯楽施設 倉庫・工場・集会所	0. 03 kg／m ²
店舗（飲食店）・食堂	0. 20 kg／m ²
店舗（物品販売） デパート・スーパー・銀行	0. 08 kg／m ²
ホテル	0. 06 kg／m ²
学校・幼稚園・保育園	0. 03 kg／m ²
病院・診療所・特養老人ホーム	0. 08 kg／m ²
駐車場	0. 005 kg／m ²
鉄道駅舎	0. 005 kg／乗降客

* 住宅の排出基準は資源を含みます。

* 用途欄に記載された用途以外の建築物は、類似の用途を用いて算出する。

例 → 倉庫・工場 ・・・・文化・娯楽施設等に相当 (0. 03 kg／m²)

別表 2

住居占有面積別人員数

住居占有面積	人員
~30 m ²	1. 0人
~40 m ²	2. 0人
~50 m ²	2. 5人
~60 m ²	3. 0人
60 m ² 超	4. 0人

別表3 事業用大規模建築物(10,000m²以上)の再利用対象物保管場所最低必要面積算出基準

対象延床面積 用 途	10,000m ² 以上50,000m ² 未満	50,000m ² 以上100,000m ² 未満	100,000m ² 以上
事務所			
飲食店	$4m^2 + \frac{(延床面積 - 10,000m^2)}{10,000m^2} \times 3m^2$ 以上	$16m^2 + \frac{(延床面積 - 50,000m^2)}{10,000m^2} \times 2m^2$ 以上	26m ² 以上
学校			
病院・診療所			
店舗	$4m^2 + \frac{(延床面積 - 10,000m^2)}{10,000m^2} \times 4m^2$ 以上		40m ² 以上
ホテル			
文化・娯楽施設等	$3m^2 + \frac{(延床面積 - 10,000m^2)}{10,000m^2} \times 2m^2$ 以上	$11m^2 + \frac{(延床面積 - 50,000m^2)}{10,000m^2} \times 1m^2$ 以上	16m ² 以上

1
9

注1 :上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。

注2 :対象延床面積は、共用部分を除くこと。

注3 :主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途と見なす。

注4 :対象延床面積が10,000m²未満の複合建築物の最低必要面積は、4m²以上とすること。

注5 :対象延床面積が10,000m²以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積 ÷ 対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積(以下「合計面積」という)以上とすること。ただし、合計面積が4m²未満となつた場合の最低必要面積は、4m²以上とする。

注6 :算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。

別表4 事業用大規模建築物(10,000m²未満)の再利用対象物保管場所最低必要面積設置基準

述べ床面積の範囲	保管場所最低必要面積
1,000m ² 未満	原則2m ² 以上とするが、これが困難なときは、清掃事務所と協議すること。
1,000m ² 以上～3,000m ² 未満	2.5m ² 以上
3,000m ² 以上～6,000m ² 未満	3.0m ² 以上
6,000m ² 以上～10,000m ² 未満	3.5m ² 以上

大規模建築物の用途別・規模別・廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法

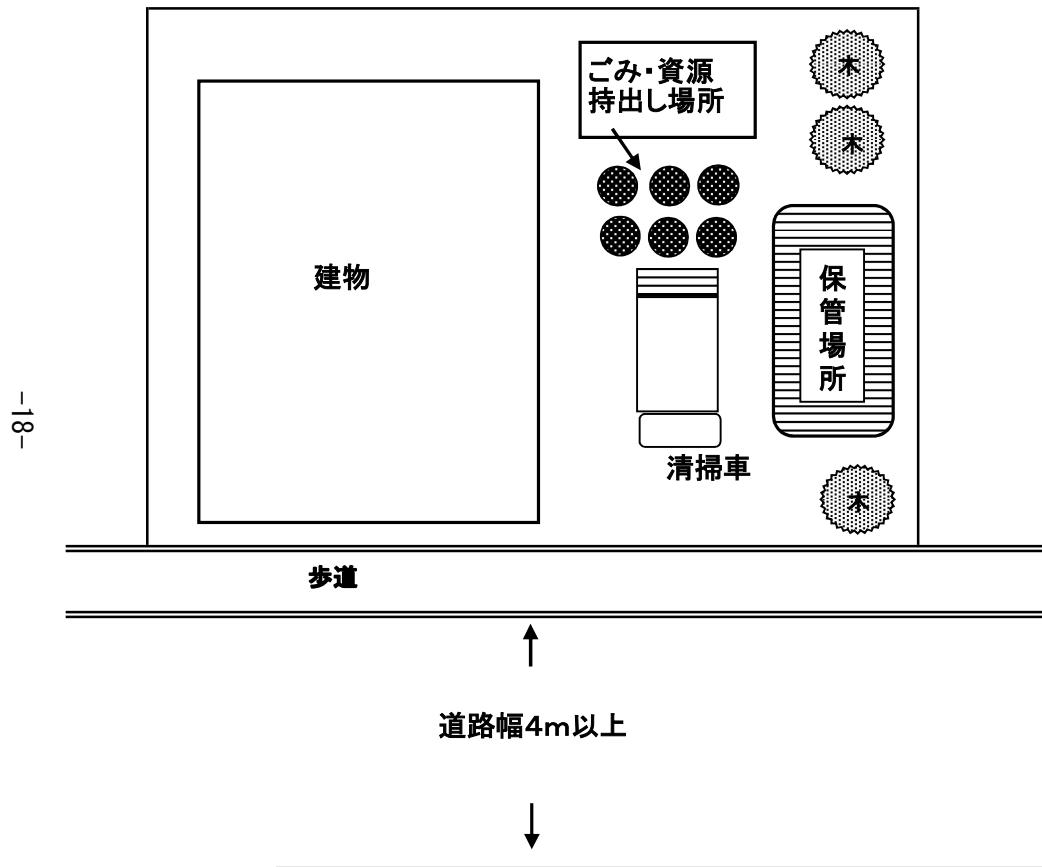
建築物		規模等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類					粗大ごみ 集積所	処理方法		
				容器	反転 コンテナ ボックス	自動 貯留 排出機	車両 搭載式 コンテナ	その他		墨田区	自己処理	許可業者
家庭 ごみ	区の収集運搬業務の提供を受ける場合	100戸以上※1	可燃ごみ		○	○			○	○		
			不燃ごみ	○						○		
		100戸未満	可燃ごみ	○	○	○			○	○		
			不燃ごみ	○						○		
事業系 ごみ	区の収集運搬業務の提供を受けない場合	排出日量 1,000kg 以上	一般廃棄物			○	○	○	○	○	一般 廃棄物	
			産業廃棄物			○	○	○		○	産業 廃棄物	
		排出日量 1,000kg 未満	一般廃棄物	○	○	○	○	○	○	○	一般 廃棄物	
			産業廃棄物	○	○	○	○	○		○	産業 廃棄物	

※1 ワンルーム主体の計画で100戸を超える場合は、清掃事務所に事前確認してください。

図1 保管場所の設置例

- ※1 道路に面しており、敷地内に収集車が進入して作業できる位置に設置すること。収集日に歩道上等に持ち出すことのないよう持ち出し場所のスペースを敷地内に設けること。
- ※2 清掃車が敷地内に進入または敷地外に出る場合には、前進で進行できるよう敷地内に通り抜け通路、若しくは十分な回転スペースを確保すること。
- ※3 反転コンテナ使用の場合は、道路幅6m以上必要。（P21・図3参照）また、収集作業を考慮して敷地内通路（6m以上）に面する位置に作業場所を確保すること。

A 図



B 図 （場所が確保できず、A図のように設置できない場合）

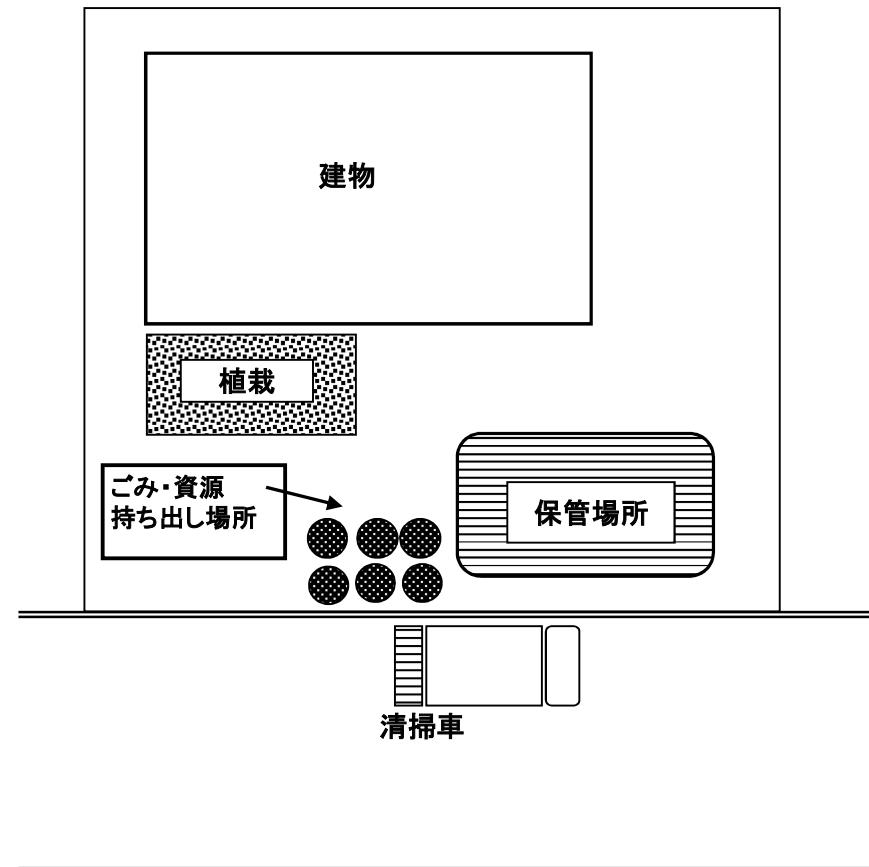


図2 容器の配置例

ポリ容器の規格に十分注意して、次のような配置にしてください。

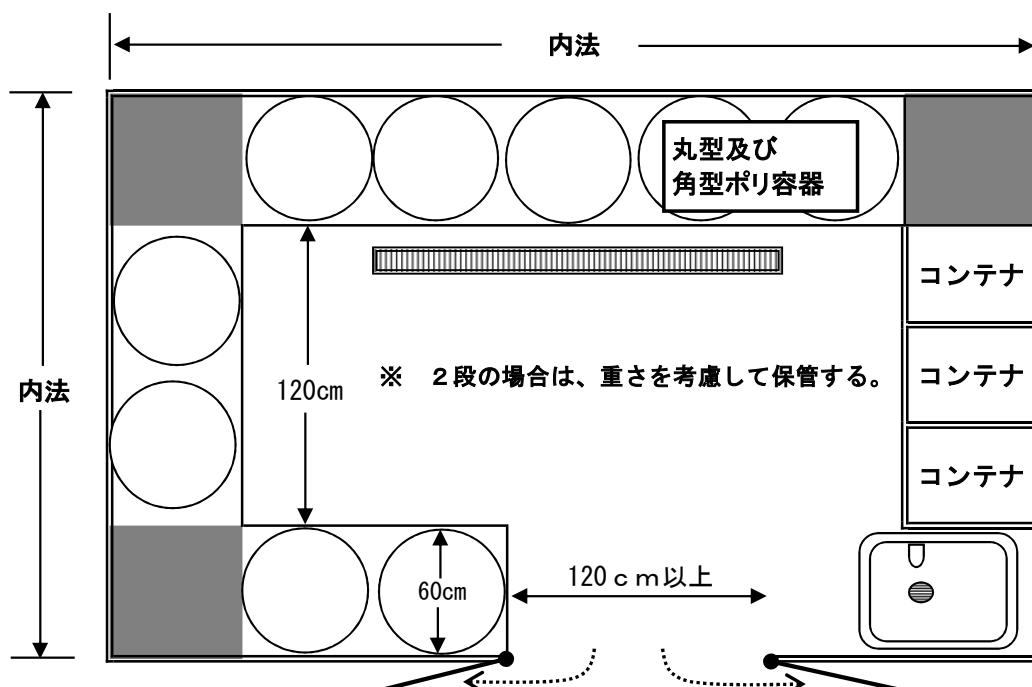
丸型ポリ容器（60リットル） ····· 直径60cm

角型ポリ容器（60リットル） ····· 35cm×55cm×60cm
（一辺）×（一辺）×（高さ）

コンテナ（50リットル） ····· 37cm×53cm×33cm
（資源用） （一辺）×（一辺）×（高さ）

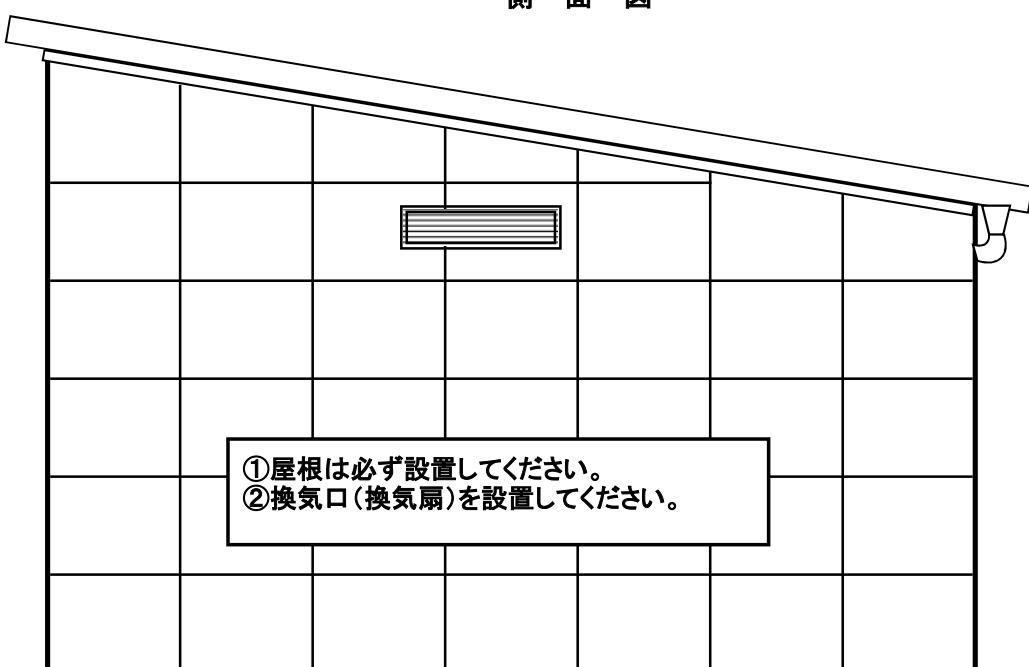
※ 反転コンテナ選択時の不燃容器 ····· 37cm×53cm×39cm
（一辺）×（一辺）×（高さ）

容器の規格はメーカーによって異なりますので、上記のものより小さい場合は、届出書にカタログを添付してください。

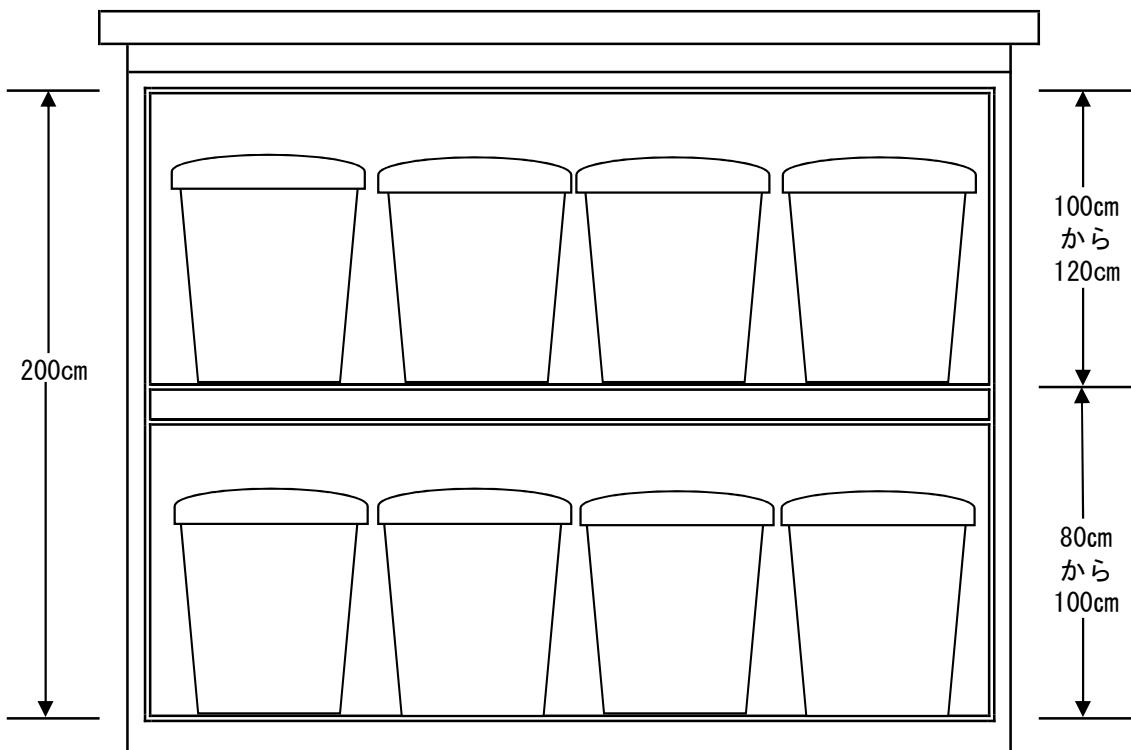


※ 容器を配置するうえで、隅については使い勝手を踏まえ配置してください。

側面図

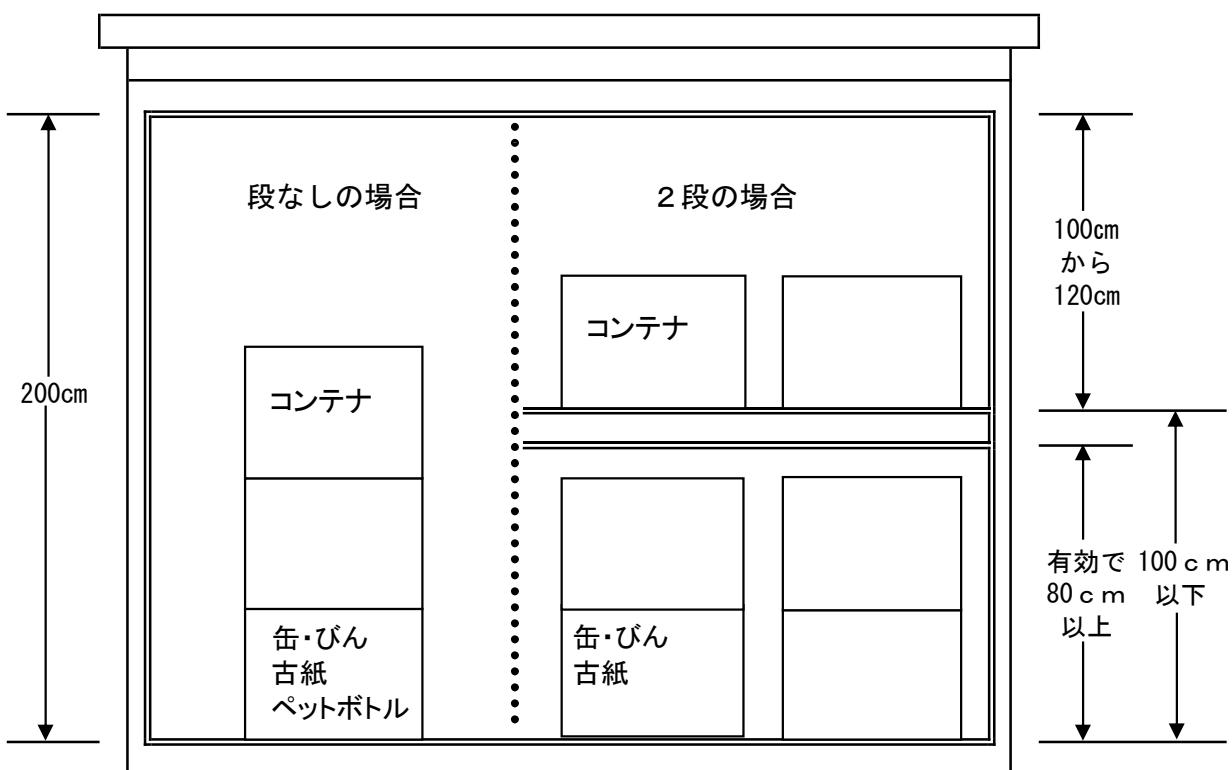


断面図



- ① 原則は、1段構造です。
- ② 2段構造の場合は、棚の高さは80cm以上100cm以下にしてください。
※下段については、有効で80cm以上を出来るだけ確保してください。
- ③ 天井の高さは、200cm以上必ず確保してください。

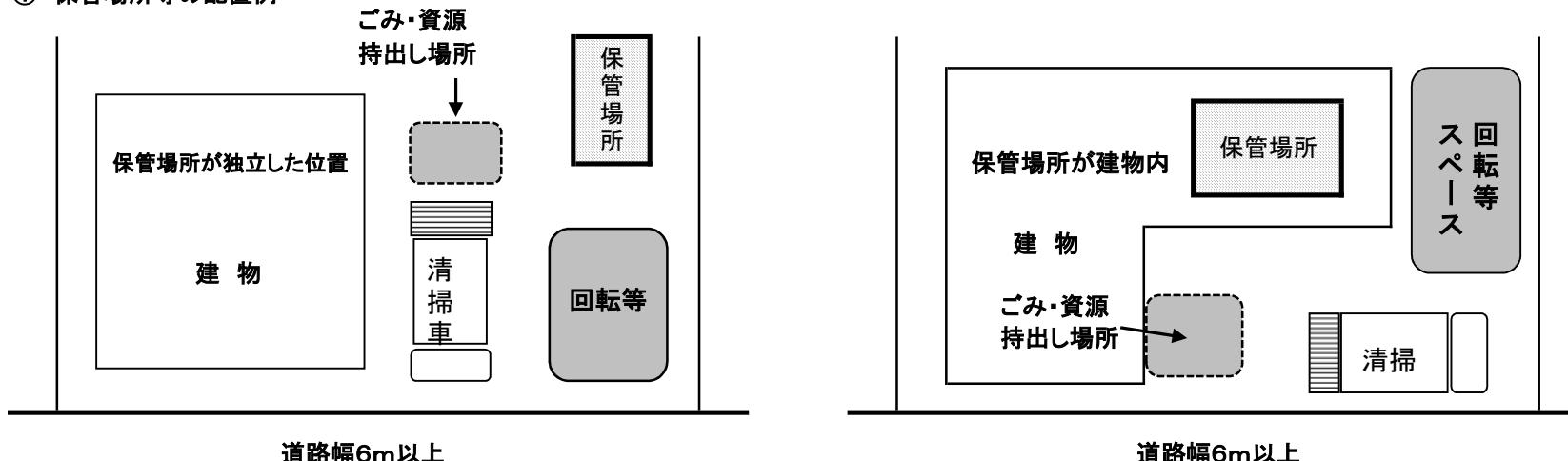
断面図



- ① 段なしの場合、天井の高さは200cm程度確保してください。
- ② 2段構造の場合は、棚の高さは80cm以上100cm以下にしてください。
ア 下段の高さを有効で80cm以上確保してください。
イ 天井の高さは、200cm以上必ず確保してください。

図3 反転コンテナボックスを使用の場合

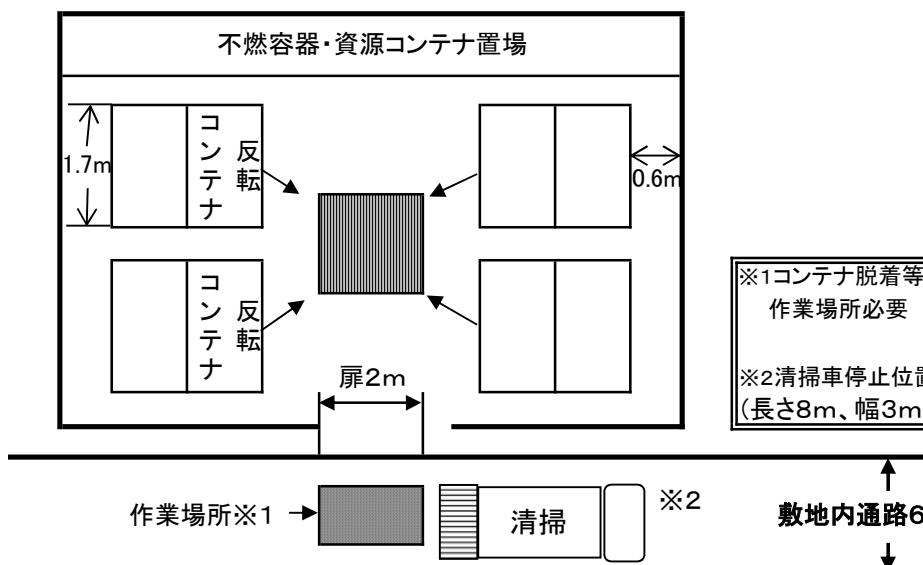
① 保管場所等の配置例



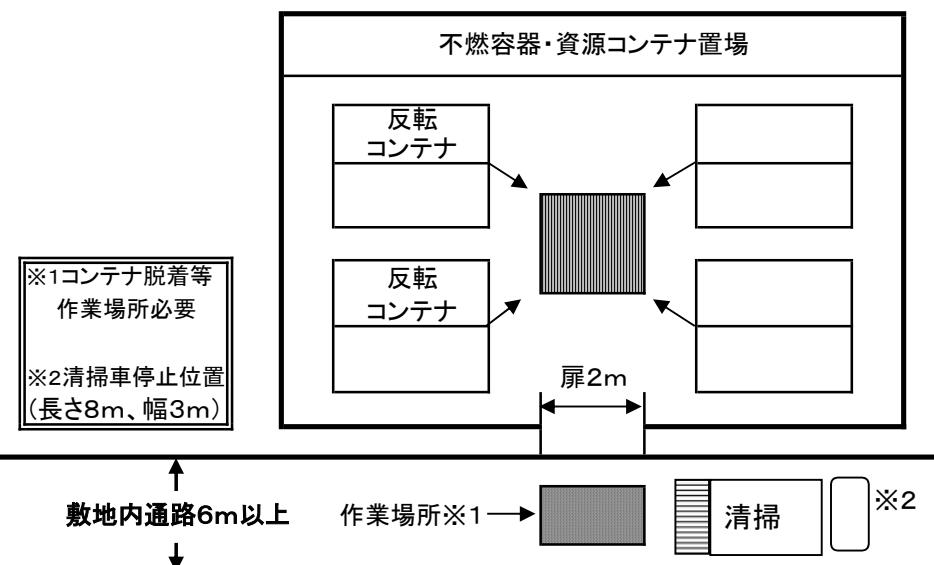
※ 清掃車が通り抜け又は回転でき、収集作業も敷地内で行うことができる配置とする。

② 反転コンテナの配置例（実際のレイアウトについては、使い勝手を踏まえて作成してください。）

A図



B図



※ 反転コンテナは可燃のみに使用可、不燃・資源はポリ容器又はコンテナでの保管となります。

第1号様式

資源・ごみ集積所設置申出書

令和 年 月 日

墨田区長あて

申出者
住所

氏名

電話番号

資源・ごみ集積所の設置について、下記のとおり申し出ます。

記

- ・ 設置を希望する資源・ごみ集積所

1 位置 墨田区 丁目 番地内

2 地図 別紙のとおり

(A 4)

念　書

私は、墨田区
に建設する仮称
の再利用対象物（資源）保管場所及び廃棄物保管場所等に関し、下記の事項を遵守することをお約束します。

記

- 1 再利用対象物（資源）・廃棄物保管場所、ごみ容器等持ち出し場所及びごみ容器等は、常に清潔を保ち適正に管理します。
- 2 敷地内の再利用対象物（資源）・廃棄物保管場所から収集日当日に容器等を別図（配置図、平面図に明記）持出し場所まで責任をもって持ち出します。
- 3 居住者から排出される資源・廃棄物及び粗大ごみの排出ルールは、建物管理者が責任をもって居住者へ徹底させます。
- 4 ごみ容器等の取り扱い及びごみ容器集積所等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにするとともに、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決します。
- 5 粗大ごみは収集日当日、収集業務の遂行に支障のない場所に持ち出します。
- 6 事業系廃棄物については、許可業者による収集とします。保管容器数の算定に記載の収集間隔（必要回数）については、別添契約書に記載の委託業者が責任をもって収集します。尚、本書提出時に委託業者が決定していない場合は、契約締結後速やかに契約書の写しと委託業者の許可証の写しを提出します。
- 7 ごみ容器保管場所に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに保管場所を増設するとともに、必要な数だけのごみ容器を設置します。
- 8 再利用対象物保管場所に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに増設します。

上記事項については、建築物を分譲又は管理を業者委託した後も、責任をもって実施します。
また、賃貸建築物の売却等により所有者が変更になっても、すべての事項について引き継ぐことをお約束します。

令和　年　月　日

墨田区長 様

建築主（事業主） 住所

氏名

印

委任状

令和 年 月 日

委任者 住所

氏名

印

電話

私は、下記の者を代理人と定め、

「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」に関する、手続きの一切を委任します。

記

1 事業場所

2 事業名称

3 受任者 住所

氏名

電話

『廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所の設置に関する条文の抜粋』

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例

【廃棄物保管場所】

第五節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第六十条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者は（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

- 2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 区長は、保管場所等について、建設者が前二項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて保管場所等の設置その他必要な措置を命じることができる。
- 4 第一項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置等）

第五十一条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

- 2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第一項の保管場所に集めなければならない。

【再利用対象物保管場所】

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第二十九条 規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進すること等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生じる事業系廃棄物の減量に
関し、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
- 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者は(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)
は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に、規則に定める基準に従い、再利用の対象となる物
の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、
当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければなら
い。

(改善勧告)

第三十条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第一項から第三項までのいずれかの規
定に違反していると認めるとき又は事業用大規模建築物の建設者が同条第六項の規定に違反
していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建
設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることがで
きる。

(公表)

第三十一条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築
物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき
者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第三十二条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第
一項の規定による公表をされた後において、なお、第三十条の勧告に係る措置をとらなかつた
ときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物(第五十七条第一項に規定
する一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を含む。)の収集若しくは運搬を拒否し、又は
区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第六章 <罰則>

第八十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

(5) 第六十条第三項の規定による命令に違反した者

第八十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金又は料金に処する。

一 第六十条第一項の規定による届出をしなかつた者

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金又は科料の刑を科する。

『廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所の設置に関する規則の抜粋』

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則

【廃棄物保管場所】

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第四十二条 条例第六十条第一項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積千平方メートル以上の建築物、戸数若しくは住室数が15以上の共同住宅、寄宿舎若しくは長屋の用途（その他の用途を供用する場合を含む。以下この項において同じ。）に供する建築物又は地階を除く階数が3以上かつ戸数若しくは住室数が10以上の共同住宅、寄宿舎若しくは長屋の用途に供する建築物とする。

- 2 条例第六十条第一項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。
- 3 条例第六十条第二項の規則で定める基準は、第三十三条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。
 - 一 廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
 - 二 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、廃棄物の搬入及び運搬車への積込み作業が安全かつ容易にできること。
- 4 条例第六十条第三項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。
- 5 区長は、第一項に規定する規模に満たない建築物の建設者に対し廃棄物の保管場所及び保管設備の設置に関し協力を求めることができる。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

- 第三十三条 条例第五十一条第二項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
 - 二 事業系一般廃棄物の搬入、排出等の作業が容易にできること。
 - 三 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入する恐れがないようにすること。
 - 四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - 五 作業の安全を確保するために換気、採光、排出等必要な措置が講じられていること。
 - 六 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を排出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講

じられていること。

- 七 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積込みが容易な構造であること。
- 八 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

【再利用対象物保管場所】

(事業用大規模建築物)

第十六条 条例第二十九条第一項の規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上の建築物とする。

2 区長は事業用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル未満の建築物の所有者又は建設者に対し、事業系廃棄物の減量等に関し協力を求めることができる。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第十七条 条例第二十九条第二項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、1の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する二以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で一人の廃棄物管理責任者が当該二以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となつてもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 第1項の選任に当たっては、当該建築物の再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）及び廃棄物の保管場所の状況の把握等をしているとともに、区との連絡調整をすることができる者を選任するものとする。

4 条例第二十九条第二項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から三十日以内に、廃棄物管理責任者選任届（第五号様式）により行わなければならない。

(事業用大規模建築物における再利用計画の作成等)

第十八条 条例第二十九条第三項の規定による再利用計画の作成は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

2 再利用計画の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書（第六号様式）により毎年五月三十一日までに行わなければならない。

(再利用対象物の保管場所設置基準)

第十九条 条例第二十九条第四項及び第六項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようするとともに、廃棄物から生じる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

(再利用対象物の保管場所設置届)

第二十条 条例第二十九条第六項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第七号様式）により、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

(改善勧告)

第二十一条 条例第三十条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第二十二条 条例第三十一条第一項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を区役所の門前掲示場に掲示する等の方法により行うものとする。

(収集拒否等)

第二十三条 区長は、条例第三十二条の規定に基づき事業系一般廃棄物（条例第五十七条第一項の規定に基づき区長が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち区長が必要と認めるもの（以下「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」という）を含む。）の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

墨田区すみだ清掃事務所

所在地

〒131-0032

墨田区東向島5-9-11

TEL	3613-2228
FAX	3613-2350

交通機関

私鉄

東武スカイツリーライン

東向島駅

徒歩3分

案内図

